

おんが

発行所 遠賀町役場
 編集発行 遠賀町庶務課
 印刷所 冷牟田印刷合資会社

防衛施設周辺民生安定事業の水道配水管

布設工事及び配水池築造工事完成す

防衛施設周辺民生安定事業として昭和四十三年度に引き続き施工した配水管布設工事(別府・尾崎・

鬼津・若松間及び別府・今古賀・遠賀川(旧停間)並びに配水池築造工事(上別府高家地内)は工事も無事完了し通水を開始していましたが、昭和四十一年度に着工しました本町の上水道拡張事業は昭和四十四年度をもって一応完了し給水体制は万全なものとなり、給水区域内に於ける水道の普及率は約八十%を超えるものとなりました。今後は需要者の皆さんにご迷惑をかけないよう鋭意努力していきたいと思っておりますので協力をお願い致します。

調査費(鬼津、尾崎)四、五二〇千円など総額三六、一六五千円を補正。

▽昭和四十四年度特別会計水道事業決算認定について。

決算額

(-)収益的收入及支出
 収入

1、水道事業収益 一一、二一〇、八五〇円

支出
 1、水道事業費用 一〇、八六九、八一五円

(+)資本的收入及支出
 収入

1、資本的收入 三九、三五九、八四四円

支出
 1、資本的支出 四〇、三二五、一三九円

▽水道事業給水条例の一部改正について

岡垣町戸切地区分水料金として一立方メートルにつき三四円。

▽芦屋町外二ヶ町競艇施行組合規約第十一条に基づく覚書の同意について

芦屋ボート利益配分金について

て従来純利益一・五パーセントが二・五パーセントに増額

▽遠賀郡岡垣町ほか三ヶ町伝染病院組合規約の一部改正について

事務局の所在地変更

▽中学校講堂防音鉄骨鉄筋改築工事請負契約について

遠賀中学防音第二期工事
 工事金額 一一、五〇〇千円
 施工業者 高山建設株式会社
 工期自 四十五年六月二十六日

至 四十五年十月二十日

▽農業共済損害評価会委員の選任同意について

尾崎 畑生 半一
 浅木 芳賀 和夫
 鬼津 井口 展雄
 別府 石田 寅雄
 木守 村田 忠夫
 上別府 高 三

▽水稻無事もどし金の交付について

一、対象年産 昭和四二、四三、四四年産

二、交付件数 五七八件

三、交付金額 二八八、八九三円

七月定例議会で審議、可決された議案など

七月二十四日から始まった町議会で審議、可決された議案や条例等についてお知らせします。

七月二十四日から始まった町議会で審議、可決された議案や条例等についてお知らせします。

▽昭和四十五年度補正予算(一般会計、農業共済特別会計) 町民プール建設費一四、七二五千円、民生安定団場整備事業

8月のこよみ

- 1日 土用の丑
- 6日 広島原爆記念日
- 7日 七夕の節句
- 8日 立秋
- 9日 長崎厚爆記念日
- 15日 終戦記念日 盆
- 16日 家庭の日
- 23日 処暑

町民の動き

| | |
|------|---------|
| 6月末 | 2,391世帯 |
| 男 | 4,514人 |
| 女 | 4,967人 |
| 計 | 9,481人 |
| 7月異動 | - 7世帯 |
| 男 | - 11人 |
| 女 | + 5人 |
| 計 | - 6人 |
| 7月末 | 2,384世帯 |
| 男 | 4,503人 |
| 女 | 4,972人 |
| 計 | 9,475人 |

今月の税金

町民税第二期

納期限 八月二十五日

国民健康保険税第二期

納期限 八月三十一日

納期限内に納めましょう

保険税の精算課税について

保険税第一期分の課税は、所得割額の算定基礎となる町民税が賦課期日において確定しないため、地方税法第七百六条の二に基づき、暫定賦課(前年度保険税額の四分の一)としており、八月精算課税により第二期以降において不足額を徴収することになります。医療費の増高に伴う本年度税率の一部引上げ及び所得の自然増等により、税額が前年度に比し約二〇%増額になっておりますので御了承願います。

四十四年度税額

- 一七、五九〇万円
- 一世当平均一七、〇八〇円
- 一人当 五、二七四円
- 四十五年度税額
- 二一、〇六〇万円
- 一世当平均二〇、四五〇円
- 一人当 六、三二五円

1 役場の保険婦はこんな仕事を

(県税) お願い

今月は、個人事業税第一期分の納期(八月十六日から八月三十一日まで)です。一県税は納期限までに納めてください。直接ご家庭を訪問しての徴収はいたしておりません。いろいろの都合で、納期限までに納めることができなかった場合でも近くの郵便局、福岡銀行本、支店で納めることができます。

福岡県若松財務事務所 電話 四〇二六

なお県税についてのご相談があります場合は、直接財務事務所か遺言支所においていただくか、または電話なり職員がお伺いしたとき、遠慮なく申し出てください。

福岡県若松財務事務所 電話 四〇二六

福岡県若松財務事務所 電話 四〇二六

『第十一回遠賀郡民体育大会』

期日 八月二十三日 会場 岡垣中学校

本大会は、広く郡民の間に体育、スポーツの普及発達を計り、健康で明朗な郡民生活を確立しようとするもので、郡民多数の参加を得るよう、青年の部一般の部等の区分を設けて中学生、婦人会などのオープン競技も加えていますので多数参加して下さい。実施競技は次のとおりであります。

- (1)陸上 (2)バスケット (3)バレー
- (4)軟式庭球 (5)卓球
- (6)柔道 (7)剣道 (8)弓道 (9)相撲
- (10)軟式野球

援護業務移動巡回相談

一、日時 八月二十六日10時～16時

内職体験文 感想文の募集について

福岡県では、県内職公共職業補導所の創設15周年を記念して広く一般から「内職体験記」「内職に関する感想文」を募集していますので、体験のあるなしにかかわらず応募下さい。

優秀作品には賞金、記念品等があり、応募者全員にも記念品があります。

内職だより (現在あつ旋でできる内職)

| | | |
|--|---------------------|----------------|
| 福岡県内職公共職業補導所取扱 | 工賃 一三銭～三〇円五七円 | 福岡市・赤坂二丁目八番二七号 |
| あつ旋区分 グループ | 職種 輸出入用形 | 福岡県内職公共職業補導所 |
| あつ旋地域 福岡市・筑紫郡・遠賀郡・宗像郡・鞍手郡 | 単位 袋本・個 | 〒 八二一〇 |
| 職種 フライ組立 | 工賃 各種 | |
| 単位 一〇〇枚 | あつ旋区分 グループ | |
| 工賃 五五円 | あつ旋地域 県内全般 | |
| あつ旋区分 グループ | 職種 手編シヨール | |
| あつ旋地域 福岡市・遠賀郡・北九州市・粕屋郡・直方市・中間市・飯塚市・鞍手郡 | 単位 枚 | |
| 職種 ラジオ部品組立厚板 | 工賃 七〇〇円～二、〇〇〇円 | |
| 単位 個組 | あつ旋区分 グループ・個人 | |
| | あつ旋地域 県内全般(個人は福岡市内) | |

防ごう日本脳炎

日本脳炎の流行期になりました。本町ではすでに一名の死亡者を出しています。これから先一人でもかからないようにおたがい心がけましょう。

梅雨期がすぎ本格的な夏がお訪ずれば伝染病の多発シーズンとなりました。この恐しい伝染病にかからないように心がけましょう。

一年中で一番食中毒にかかり易い季節になりました。恐しい食中毒にかからないよう心がけましょう。

清潔で明るい健康な毎日をおくるために次のことを良く守りましょう。

- 1 日本脳炎を伝染させる蚊をなくすため、溝や水溜を掃除し、空びんや空かんに水をためないようしましょう。
- 2 今年は日本脳炎の流行年といわれています。日本脳炎を伝染する蚊は主に水田から発生します。農家の方の御協力をお願いします。
- 3 生水を飲まず、生物は良く洗い

ましよう。
4 早寝早起を励行し規則正しい生活をしましよう。
5 外出後、用便後及び食事前の手を洗い行いましよう。

6 手洗いには、必ず石ケンを使いましよう。
7 外出時は帽子をかぶりましよう。

8 身体がおかしい時はすぐ医師の診断を受けましよう。
9 ハエの発生するゴミ箱は完全に蓋付のポリ容器にしましよう。

10 ハエの繁殖を防ぐため便所の汲取口や窓等に小さな目の網をはりましよう。

11 菊の発生している場所には殺虫剤を十日に一回は必ず撒布しましよう。

12 食中毒を防ぐため食品の管理に注意しましよう。
13 不潔な食品、鮮明な着色食品は買わないようしましよう。

14 冷蔵庫はたえず摂氏一〇度以下に保つようしましよう。

愛の血で再びともる命の灯

皆さまの温い善意を集中して行った、献血運動が去る七月二十九日町公民館で採血が行われました。

猛暑の折から大変御苦勞様でした。紙上より厚くお礼申し上げます。おかげをもって、予想以上の好成績を挙げ得たことは、献血をされた、皆様を始め献血推進協議会(区長・公民館長・婦人会・青年団)の皆様の御協力のためものと深く感謝申し上げます。

住民の皆様この献血運動の精神を深く御理解下されて次回は何一その御協力をたまりましよう。お願い申し上げます。

参考までに今回の結果表を記載しておきます。

| 四五年度第二回目献血 区別 | 参加者 | 採血者 |
|------------------|-----|-----|
| 島津 | 五 | 二 |
| 若松 | 七 | 四 |
| 鬼津 | 一三 | 一〇 |
| 尾崎 | 一一 | 一〇 |
| 別府 | 一五 | 八 |
| 千代丸 | 一〇 | 五 |
| 今古賀 | 一〇 | 八 |
| 上別府 | 一三 | 一三 |
| 若葉台 | 一 | 一 |
| 虫生津 | 一三 | 六 |
| 浅木 | 一六 | 一一 |
| 木宇 | 一九 | 一三 |
| 老良 | 五 | 四 |
| 遠賀川 | 一三 | 九 |
| 旧停 | 九 | 九 |

| | | |
|-------|----|-----|
| 広渡 | 二〇 | 一六 |
| 松之本 | 〇 | 〇 |
| 道管 | 〇 | 〇 |
| 虫生津東町 | 二 | 二 |
| 虫生津西町 | | 三 |
| 新町 | | 一八 |
| 合計 | 二六 | 一五二 |

昭和四十五年度(第十四期)

海外移住研修生の募集について

今般ブラジル国及びアルゼンチン国へ農業移住を希望する青年の為、第十四期海外移住研修生を左記のとおり募集致しますのでお知らせ致します。

記

海外移住研修生募集要領
1 目的 ブラジル国及びアルゼンチン国に農業移住を希望する青年に対し、必要な講習、訓練実を行ない移住資格を最取得させる。

2 期間 九月～二月(四十五年九月七日～四十六年二月二十八日)

3 応募資格
(1) 十八才以上二十五才迄の心身とも健全なもの。
(2) 海外移住する事に家族が同意し、ブラジル国又はアルゼンチン国に農業移住をする事に決めた者。但し農業経験の有無は問わない。

(3) 海外移住事業団県事務所長が適格者として推薦する者。
4 募集人員 五十名
5 申込書類
(1) 入所申込書一三通
(2) 身上調査書一三通
(3) 最終校成績証明書一三通
(4) 戸籍謄本一三通
(5) 健康診断書一三通
(6) 作文(移住の動機と今後の計画)一三通

たばこは町内販売店で

たばこ消費税は町の貴重な財源です。ピース(二本入)一箱町内でお買いになると、一八、一円が税込として町の収入になります。四十四年度のたばこ消費税が

一〇、四七五千円、税込の一〇、七〇を示しております。たばこは町内の販売店で買いましよう。

7 研修内容
教科科目、専門科目、語学、実技、実習、自治会活動
8 締切日 八月二十日
9 特典
(1) 海外移住に必要な語学、知識、技術の習得が無料で行われる。
(2) 海外移住の資格が取得できる。
(3) 海外移住事業団が移住先を斡旋し確実に移住ができる。
10 海外移住研修所々在地
群馬県勢多郡宮城村大字赤城山字溝の口二〇八七番地
※詳しい事は海外移住事業団福岡県事務所へご照会下さい。
(福岡市天神一丁目一番一号県庁内)
TEL〇九二(七〇〇) 一八八五三

飲酒運転の追放について

道路交通法の改正

公布 昭和四十五年五月二十一日
施行 昭和四十五年八月二十日(予定)

交通事故による死亡の原因は飲酒運転が第一位を占めており、このように社会に悲劇をもたらしている飲酒運転の悪質事犯を排除するため、今般道交法の一部改正において飲酒運転に関する規制が強化されました。本町にお

てもこの機会に飲酒運転追放の徹底を図るため、地域ぐるみの自動車運転するときは酒を飲まない、飲ませない運動を推進していきたいと思いますので御協力願います。

1 飲酒運転の規制に関する新旧対照

1 酒気帯び運転

(1) 酒気帯びて車両等を運転することを禁止する。この場合の酒気を帯びている状態とは、身体に保有するアルコールの量にかかわらず、およそ社会通念上酒気を帯びているといえる状態をいう。

3 酒類の提供等

(1) 酒気帯び運転をすることとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、または飲酒をすすめることを禁止する。

2 酒酔い運転

(2) 酒酔い運転のうち、身体に一定の程度(血液1ミリットルにつき0.5リットルグラムまたは呼気1リットルにつき0.35ミリグラム)以上にアルコールを保有して車両等を運転した場合には、それだけで三月以下の懲役または三万円以下の罰金に処する。

4 車両等の運行を管理する者(安全運転管理者等)の義務

(1) 安全運転管理者が運転者に対し、酒気帯び運転を下命、容認することを禁止する。

(2) 1 安全運転管理者が運転者に酒酔い運転を下命、容認した場合、二年以下の懲役または五万円以下の罰金に処する。
2 安全運転管理等が運転者に酒気帯び運転を下命、容認した場合(2)1に該当する場合を除く)。三月以下の懲役または三万円以下の罰金に処する。ただし、この安全運転管理者等が処罰されるのは、その運転者が、1の(2)1または2の(1)に該当する行為をした場合に限られる。

2 酒酔い運転
(1) 酒に酔って車両等を運転した場合、二年以下の懲役または五万円以下の罰金に処する。この場合の酒に酔っている状態とは、身体に保有するアルコールの量にかかわらず、アルコールの影響により車両等の正常な運転ができないおそれがあ

昭和四十五年度明るく正しい選挙 宣伝ポスター作品募集について

1 応募規定

1 内容

明るく正しい選挙をおすすめることを表わすものをかいて下さい。

2 応募資格

小学校児童、中学校、高等学校(一人一点自作のものにかぎりません)

3 募集期間

五月十五日から九月五日まで

4 締切日と提出先

九月五日(土曜日)までに

遠賀町選挙管理委員会

5 色と大きさ

色彩は自由大きさは四五センチ×三〇センチから五五センチ×四〇センチ

6 その他

(ア) 作品のうちの右下に都道府県の名、学校名、学年、氏名(ふりがな)、性別を必ず書き入れてください。
(イ) 応募作品は返しません。
(ウ) 入賞作品は自由に利用させていただきます。

京都府警察官採用試験

1 受験試験

A 学校教育法による大学の学部(短期大学は除く)を卒業した者、および昭和四十六年二月末日までに卒業見込の者

B、A以外の者
昭和十八年四月一日から昭和二十八年四月一日までに生まれた男子に限る。(ただし日本の国籍を有しない者および地公法第十六条各号の一に該当するものは受験できません。)

3 試験の方法

A 大学卒業程度
B 高等学校卒業程度
4 体格検査

(ア) 身長が一六〇センチ以上胸囲は七八センチ以上体重四七斤以上であること。
(イ) 両眼とも裸眼視力がおおむね〇・六(矯正視力が一・〇)以上の者は裸視力が〇・一以上であること。
(ウ) 弁色力が完全であること。
(エ) 身体が完全であること。
その他詳細については役場庶務課にお問合せ下さい。

2 試験の日時および場所

(1) 第一次試験は九月二十日(日)に京都市、福山市、舞鶴市および峰山町で行なわれま

おわび

七月二十七日から二、三日間に亘り一部給水地区の皆さんに泥水を給水し大変ご迷惑をかけたことが、実は新設の高家配水池の切替

えのミスでかかる不祥時を起して迷惑をかけた事を深くおわびいたします。

